府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「」を「意見を提出しようとするときは、」に改め、「。」と読み替える」を削り、同項下欄中「会社、」を「会社又は」に、「地方道路公社又は」に「読み替える」を「ならない」に改め、同条第二項の表第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第二項第三号、第三項及び第四項、第三十四条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第二項、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の二十第一項、第二項及び第五項、第四十八条の二十三第一項、第五項及び第六項、第四十八条の二十四第一項及び第三項、第四十八条の二十五、第四十八条の二十六、第四十八条の二十七第一項及び第二項、第四十八条の二十八第二項、第四十八条の二十九、第四十八条の三十、第四十八条の三十二から第四十八条の三十四まで、第四十八条の三十五第一項、第四十八条の三十六、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の三十八第一項から第三項まで、第四十八条の四十第一項、第四十八条の四十一、第四十八条の四十六から第四十八条の五十まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第百三条第二号、第五号及び第六号、第百四条第一号、第三号及び第四号、第百五条、第百六条第一号の項中「第二十八条第一項及び第三項」の下に「、第三十一条の二第二項及び第三項」を加え、同表第十九条の二第一項、第二十条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十一条第一項から第四項まで、第四十九条、第五十五条第三項、第七十五条第二項及び第三項、第九十三条の項中「まで」の下に「、第三十一条の二第一項」を加え、同表第二十条第五項の項中「第三項」を「前二項」に改め、同表第三十一条第三項の項中「国道にあつては」の下に「当該」を加え、同項の次に次のように加える。

第三十一条の二第一項	指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第四条　高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表第二十八条の二第一項の項中「道路」の下に「（以下」を、「以上の」の下に「道路管理者は、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）その他の」を、「国土交通大臣及び」の下に「道路管理者は、」を加える。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第五条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第三号ロ中「次条第二項第三号ロ」を「次条第二項第三号ハ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「次条第二項第三号イ」を「次条第二項第三号ロ」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第十一条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第二項第三号イにおいて同じ。）又は第二項の規定による踏切道の改良のために必要な道路の高架移設（鉄道（新設軌道を含む。）と交差している道路を高架式構造とすることにより当該交差の方式を立体交差とすることをいう。同号イにおいて同じ。）、車道又は歩道の拡幅その他の国土交通省令で定める改築

第二条第二項第三号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　踏切道改良促進法第十一条第一項又は第二項の規定による踏切道の改良のために必要な道路の高架移設、車道又は歩道の拡幅その他の国土交通省令で定める改築

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第六条　日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表第五条から第七条まで、第九条第一項（第一号から第三号までに係る部分を除く。）及び第九項から第十一項まで、第四十二条第四項、第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第三項及び第六項、第五十一条第四項の項中「第九項から第十一項まで」を「第十項から第十二項まで」に改め、同表第九条第一項第十号及び第九項の項中「第九項」を「第十項」に改め、同表第九条第十一項の項中「第九条第十一項」を「第九条第十二項」に改め、同条第二項の表第二十条第三項の項中「本条」を「この条」に改め、同表第二十条第四項及び第五項、第三十一条第三項の項を削り、同表第二十条第四項の項読み替えられる字句の欄中「、関係都道府県知事は、」とあるのは「」を「ならない。この場合において、」に、「」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「」を「意見を提出しようとするときは、」に改め、「。」と読み替える」を削り、同項読み替える字句の欄中「読み替える」を「ならない」に改め、同表第二十条第五項の項中「第三項」を「前二項」に改め、同表第三十一条第三項の項読み替えられる字句の欄中「道路管理者、」を「道路管理者又は」に、「、関係都道府県知事は、」とあるのは「」を「ならない。この場合において、」に、「、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「」を「意見を提出しようとするときは、」に改め、「。」と読み替える」を削り、同項読み替える字句の欄中「管理有料高速道路承継会社、」を「管理有料高速道路承継会社又は」に、「読み替える」を「ならない」に改める。

第七条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第百八条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項及び第十三条第一項の規定による踏切道の指定に関すること並びに同法に規定する地方踏切道改良計画及び国踏切道改良計画並びに地方踏切道災害時管理方法及び国踏切道災害時管理方法に関すること（保安設備の整備に関することを除く。）。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第二条の規定による改正後の道路法施行令第三十四条の二の三第一項第三号の規定並びに第五条の規定による改正後の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第三項第三号及び第二条第二項第三号の規定は、令和三年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（令和二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和三年度以降の年度に支出すべきものとされた